

赤ちゃんを出産予定のお母さんへ

～「さい帯血」をより安心してご提供いただけるよう、法律が改正されました～

白血病などの治療のために、お母さんから無償で提供してもらった「さい帯血」を保管して、「さい帯血移植」を必要とする患者さんに提供する「公的さい帯血バンク」という仕組みがあります。

この度、不適切なさい帯血の提供を禁止するための「造血幹細胞移植法」が改正され、お母さんが、より安心してさい帯血を提供していただけるようになりました。

「さい帯血」とは

へその緒（さい帯）と胎盤の中に含まれる血液を「さい帯血」といいます。さい帯血は、白血病などの病気の治療に活用されます。

「公的さい帯血バンク」とは

移植に使用するさい帯血の保管を行うために、国から認可を受けた「公的さい帯血バンク（さい帯血供給事業者）」が全国に6つ（★）あり、約10,000本のさい帯血が保存されています。

★公的さい帯血バンク（全国6カ所） ※ ご不明な点は、最寄りのさい帯血バンクまでお問い合わせください。

- 北海道さい帯血バンク [011-613-8765 (代表)]
- 関東甲信越さい帯血バンク [03-5534-7546 (代表)]
- 中部さい帯血バンク [0561-85-5222 (代表)]
- 近畿さい帯血バンク [06-6962-7056 (代表)]
- 兵庫さい帯血バンク [078-221-0280 (代表)]
- 九州さい帯血バンク [092-921-1435 (代表)]



「公的さい帯血バンク」にさい帯血を寄付することをお考えの方へ

▶ 「造血幹細胞移植法」の改正で、安心の体制が整っています。

公的さい帯血バンク以外の事業者による不適切なさい帯血の提供を禁止するため、「造血幹細胞移植法」が改正され、これまで以上に安心して、さい帯血を提供していただける体制が整備されました。

▶ さい帯血は、公的さい帯血バンクと提携している産科医療機関でのみご提供いただけます。

出産予定の産科医療機関で、さい帯血を寄付できるかなど、さらに詳しい内容については、以下のURLでご確認ください。

⇒ さい帯血を寄付できる産科医療機関について

<http://www.bmdc.jrc.or.jp/generalpublic/saitai.html#an5>



【参考】さい帯血の自己保存をお考えの方へ ～「さい帯血プライベートバンク」について～

お母さんやお子さんが病気になったときに、現在はまだ医療技術として確立していない再生医療などに将来用いるため、さい帯血プライベートバンクに依頼してご自身でさい帯血を保存する場合は、**契約内容（さい帯血の保管方法、契約終了後のさい帯血の取扱い等）をご確認の上、慎重にお考えください。**

▶ さい帯血プライベートバンクは、公的さい帯血バンクと異なり、国の許可を得た事業者ではありません。

▶ 厚生労働省のHPで、さい帯血プライベートバンクの情報を掲載しています。ご参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html



よくある
ご質問

Q. 今回の改正で、私たち（お母さん）がさい帯血を公的さい帯血バンクに提供する場合やさい帯血プライベートバンクに保存する場合に、何か影響はありますか？

A. **今回の改正で、お母さんに影響はありません。**さい帯血を預ける際は、相手が公的さい帯血バンクや、上記のさい帯血プライベートバンクであることを確認して下さい。